

## 福岡市NPO活動推進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡市NPO活動支援基金（以下「基金」という。）を活用し、公募によりNPOの公益的な活動に必要な資金の一部を補助する福岡市NPO活動推進補助金（以下「補助金」という。）について、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金を交付する対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を満たす特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）に定める特定非営利活動法人とする。

- (1) 定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあること。
- (2) 直近の事業年度における申請団体の総事業費に占める非営利活動に係る事業費の割合が、100分の50以上であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (5) NPO法第29条に規定する事業報告書等を都道府県又は指定都市の条例に基づき、毎事業年度、所轄庁に提出していること。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、補助対象団体が行う地域社会の発展に資すると認められるNPO活動であって、次の各号又は第2項のいずれかに該当する活動（宗教活動、政治活動又は選挙活動を除く。）とする。

ただし、市の他の補助金の交付を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業等は補助の対象としない。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動

- (15) 科学技術の振興を図る活動
  - (16) 経済活動の活性化を図る活動
  - (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - (18) 消費者の保護を図る活動
  - (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
  - (20) NPO法第2条別表の第1号から第19号までの各号に掲げる活動に準ずる活動として条例で定める活動
- 2 団体の経営基盤の強化につながる活動（ただし、補助金の申請年度の前年度に、特定団体への助成を希望する寄附金がある団体に限る。その場合、申請額は寄附金額を上限とする。）

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために必要と認められる別表1に定める経費（以下「活動経費」という。）とする。

ただし、支出済みの活動経費、団体運営上の経常的な経費等は補助の対象としない。

（補助金の額等）

第5条 1年度当たりの補助金の総額は、予算に定める額の範囲内で、補助年度の前年度末福岡市NPO活動支援基金残高を限度とする。

2 補助の回数は、1年度につき1団体1回とする。

3 補助の内容は、別表2のとおりする。ただし、補助金の申請年度の前年度に特定団体への助成を希望する寄附があった場合、当該団体については、その寄附に係る積立金額までは補助対象経費の100%とし、当該団体のうち、別表2に定める補助上限回数を超える団体については、その寄附に係る積立金額を補助金の上限額とする。

4 前記1～3項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合の補助金の額等は、別途、市長が定める。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長に対しその定める期日までに、福岡市NPO活動推進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 事業スケジュール
- (4) 団体の概要書
- (5) 役員名簿

（評価委員会の設置）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった事業を評価し、市長に意見を述べる組織として福岡市NPO活動推進補助金事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（事業説明会等）

第8条 市長は、申請団体が補助申請事業について説明を行う事業説明会及び事業報告

会を公開で開催することができる。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、第6条の申請があったときは、委員会を開催し、委員の意見を参考に、補助金の交付先、額等を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、交付の決定に当たって、寄附者の意向を尊重するよう努めるものとする。ただし、寄附者の意向を尊重することにより、寄附者に特定の利益を与える等、法令の趣旨に反するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、福岡市NPO活動推進補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付しないことを決定したときは、福岡市NPO活動推進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請団体に通知するものとする。

(補助金申請の取下げ)

第10条 申請団体は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、福岡市NPO活動推進補助金申請取下書(様式第4号)により申請の取下げをすることができる。ただし1号においては、市長が定める期日までとする。

- (1) 前条第4項の規定による通知(様式第2号)を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。
  - (2) 補助金の交付を受ける必要がなくなったとき。
- 2 補助金申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、福岡市NPO活動推進補助金交付変更等申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき。(軽微の変更は除く)
  - (2) 補助事業を中止又は、廃止するとき。
- 2 市長は、前項の申請があった場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容等を変更することができる。
- 3 市長は、第2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、福岡市NPO活動推進補助金交付変更等決定通知書(様式第6号)により、補助団体に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第12条 補助団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途に関する調査を行い、又は前条の書類、帳簿等の提出を求めることができる。

(実績報告)

第 14 条 補助団体は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定の属する会計年度が終了したときは、速やかに福岡市NPO活動推進補助金実績報告書（様式第 7 号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支計算書
- (2) 事業の経過及び成果を証する書類等

2 補助団体は、第 8 条に規定する事業報告会及び活動報告書において、補助事業の活動成果を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを福岡市NPO活動推進補助金実績調査確認書（様式 8 号）により調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市NPO活動推進補助金確定通知書（様式 9 号）により当該補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第 16 条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(決定の取消)

第 17 条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第 2 条の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 交付した補助金に余剰が生じたとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、福岡市NPO活動推進補助金交付取消決定通知書（様式第 10 号）により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、第 11 条第 2 項及び前条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(暴力団の排除)

第 19 条 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請団体に役員の名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報を記載した役員名簿の提出を求めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

但し、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断される場合は、これを延長することができる。

附 則 (平成29年3月31日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。ただし、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断される場合は、これを延長することができる。

附 則 (令和3年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。ただし、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないと判断される場合は、これを延長することができる。

別表1 補助対象経費（第4条関係）

経費区分	内容
賃金	申請事業に従事する団体職員や臨時で雇用する従業員等に対して支払う賃金等
報償費	外部の専門家に対する謝金等
旅費	交通費等
印刷製本費	ポスター、パンフレット、資料等の印刷製本に係る費用等
消耗品費	単価が5万円未満のもの購入費等。ただし、補助対象事業の目的達成のために特に効果的であり、購入する方がレンタルよりも安価である場合に限り、10万円を上限に補助対象とする。
役務費	通信運搬費（郵送費・宅配料）、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料等
委託料	デザイン料など、事業の一部を外部に委託する費用等
借損料	会場借上料、機器・設備類のリース料・レンタル料等
その他	その他、補助事業実施のために必要な経費として市長が認めるもの等

別表2 補助金の額等（第5条関係）

要件	申請区分	
	スタートアップ	ステップアップ
法人設立年数	3年未満	
補助上限回数	通算2回	通算3回（平成24年4月1日以降）
補助上限率	補助対象経費の80%	1回目：補助対象経費の80% 2回目：補助対象経費の70% 3回目：補助対象経費の60%
補助上限額	10万円	50万円

(様式第1号)

## 福岡市NPO活動推進補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

年度福岡市NPO活動推進補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則及び福岡市NPO活動推進補助金交付要綱を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、本申請に係る役員名簿以外の一切の情報を福岡市が公開することについて、同意します。また、暴力団排除措置に係る下記項目に同意します。

- ・ 本件申請にあたり、市に提出した個人情報について、市が暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用すること。
- ・ 申請団体が暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体に該当したとき（申請団体の役員が暴力団員に該当したときを含む。）及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体に該当したときは市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すこと。

### 記

- 1 補助事業名
- 2 補助金申請区分
- 3 補助金申請額
- 4 関係書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 事業収支計画書
  - (3) 事業スケジュール
  - (4) 団体の概要書
  - (5) 役員名簿

同意書チェック欄 <input type="checkbox"/> ※右記に同意する場合は、 <input type="checkbox"/> にレ点をご記入ください。	本申請の為、所轄庁（福岡市）へ提出している役員の住民票を閲覧することに同意します。また、当団体は、申請日時点で、所轄庁（福岡市）へ、最新の役員名簿を提出しています。
--	--

関係書類（1）第5条第1～3項関係

事業計画書

団 体 名			
※1 事 業 名			
※2 補助対象事業			
事業の目的	(取り組もうとしている地域課題、団体のミッションとの関連等)		
事業を通して 解決する課題	1 課題 2 市民ニーズ 3 課題解決の方策		
事業の内容	(内容、実施日程、対象者、参加予定数、実施場所、予算額等)		
期待される効果			
目指す事業成果と 成果指標（目標）	1 目指す事業成果		
	2 成果指標		
	指標	現状値	目標値
事業実施にあたって 活かされる団体の 専門性・ノウハウ			
補助事業終了後の 活動展開			

※1 事業名は、できるだけ活動の目的や内容をわかりやすく表したものにしてください。

※2 補助対象事業は、NPO法第2条別表に掲げる活動から1つ選んで記入してください。



関係書類（1）第5条第4項関係

事業計画書

団 体 名				
事 業 名				
※ 補助対象事業				
事業を通して 解決する課題	1 受益者			
	2 課題等			
	3 方策			
事業の内容	(内容、実施日程、対象者、参加予定数、実施場所、予算額等)			
目指す事業成果と 成果指標（目標）	1 目指す事業成果			
	2 成果指標			
		指標	現状値	目標値
事業実施にあたって 活かされる団体の 専門性・ノウハウ				

※補助対象事業は、NPO法第2条別表に掲げる活動から1つ選んで記入してください。

関係様式（2）

事業収支計画書（申請区分）

（収入）

項目	金額（円）	内訳
自己資金		会費
		参加費
		事業収益
		その他（ ）
NPO活動推進補助金		補助申請額
※ その他の資金		
合計		

※ 企業、他機関等からの協賛金、助成金 等

（支出）

項目	金額（円）	内訳（算出根拠）
補助対象経費	賃金	
	報償費	
	旅費	
	印刷製本費	
	消耗品費	
	役員費	
	委託料	
	借損料	
	その他	
	小計	
補助対象外経費		
	小計	
合計		

※欄が足りない場合は、適宜用紙を追加してください。



団 体 の 概 要 書

団 体 名							
事務担当者		職				氏 名	
		電 話				F A X	
		e-mail					
法人設立年月							
団体の目的							
主 な 活 動							
組 織	正会員数	個人：	人	賛助会員数	個人：	人	
		団体：	団体		団体：	団体	
	役員数		人	職員数	常勤	人 (うち有給	人)
		(うち有給	人)	(従業員数)	非常勤	人 (うち有給	人)
財 政 状 況	経常収入 (経常収益)	会費：	事業収入：			(収入合計)	
		寄付金：	その他：			円	
	経常支出 (経常費用)	事業費：	管理費：			(支出合計)	
		その他：				円	
	資産：	円	負債：	円	正味財産合計：	円	
広 報 状 況		【会報・広報誌】 有 (年 回発行) / 無					
		【ホームページ】 有 / 無					
		・ URL： ・ ホームページで公開している情報 ( 事業報告書 / 決算状況 / 活動状況 / その他( ) )					
<b>団体の活動紹介</b> ※これまでの活動を2事業紹介してください。(補助金や助成金を獲得して実施した事業があれば、2事業の助成団体名を記載の上、紹介してください。) <b>【事業名】</b>  <b>【事業概要(期間、内容、成果)】</b>  <b>【事業名】</b>  <b>【事業概要(期間、内容、成果)】</b>							



(様式第2号)

## 福岡市NPO活動推進補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった福岡市NPO活動推進補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

### 記

1 補助事業名

2 補助金申請区分

3 補助決定金額

4 補助金交付予定時期

5 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から14日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市NPO活動推進補助金交付要綱の定めを遵守すること。

(様式第3号)

## 福岡市NPO活動推進補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった福岡市NPO活動推進補助金について、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

### 記

- 1 補助事業名
- 2 補助金申請区分
- 3 不交付の理由

(様式第4号)

## 福岡市NPO活動推進補助金申請取下書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

福岡市NPO活動推進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり、福岡市NPO活動推進補助金申請を取下げます。

### 記

- 1 補助事業名
- 2 補助金申請区分
- 3 補助金申請額
- 4 取下理由



(様式第5号)

## 福岡市NPO活動推進補助金変更等申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号の交付決定に係る事業の変更等については、交付の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

- 1 補助事業名
- 2 補助金申請区分
- 3 変更理由
- 4 補助金の交付変更申請額
  - (1) 変更申請額
  - (2) 既交付決定額
  - (3) 変更増減額
- 5 関係書類
  - (1) 事業計画書(変更後)
  - (2) 事業収支計画書(変更後)
  - (3) 事業スケジュール(変更後)

(様式第6号)

## 福岡市NPO活動推進補助金交付変更等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった福岡市NPO活動推進補助金交付の変更等について、下記のとおり変更を決定したので通知します。

### 記

1 補助事業名

2 補助金申請区分

3 補助変更決定金額

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この決定通知書受領の日から14日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市NPO活動推進補助金交付要綱の定めを遵守すること

(様式第7号)

## 福岡市NPO活動推進補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けました  
事業の実績について、下記のとおり報告します。

### 記

1 補助事業名

2 補助金申請区分

3 補助事業の実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 補助事業の実施状況

(1) 事業収支計算書

(2) 事業の経過及び成果を証する書類等

5 補助金の交付決定額と精算額

(1) 補助金の交付決定額

(2) 補助金の既交付額

(3) 補助金の精算額

(様式第8号)

## 福岡市NPO活動推進補助金実績調査確認書

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

印

年 月 日付けの福岡市NPO活動推進補助金事業実績報告書について  
調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記の事項について相違がありました。

記

(様式第9号)

## 福岡市NPO活動推進補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付けの福岡市NPO活動推進補助金実績報告書により同事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

### 記

1 補助事業名

2 補助金申請区分

3 補助確定金額

4 補助条件

(1) 福岡市補助金交付規則及び福岡市NPO活動推進補助金交付要綱の定めを遵守すること。

(様式第 10 号)

## 福岡市 N P O 活動推進補助金交付取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付け 第 号により交付を決定した福岡市 N P O 活動推進補助金について、下記のとおり交付取消を決定したので通知します。

### 記

- 1 補助事業名
- 2 補助金申請区分
- 3 交付取消の理由